

令和8年4月1日より



車だけだと思ってない…？ ただのマナーだと思ってない…？ 色々な自転車の違反に青切符（反則金）が導入 !!

※ 16歳以上の方から対象となります

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。

ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、

危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反である場合は、「青切符」が交付され、

反則金を支払うことになります。

※ 酒酔い運転や酒気帯び運転など重大な違反は、赤切符等により刑事手続きが行われます。



〈反則金の対象となる違反行為の一例です〉 ※反則金の一覧は裏面をご参照ください。

携帯電話使用（ながら運転） 12000円	信号無視 6000円	一時不停止 5000円
周囲の音が聞こえない 5000円	2人乗り 3000円	横並び走行 3000円

※反則金を支払わない場合には、刑事手続きに移行します。

交通ルールを守り、これまで以上に安全な自転車の運転を心がけましょう！

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用

赤切符

青切符

令和8年4月1日に施行される 自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

自転車ルールブック〈警察庁交通局〉より

反則行為の種類		反則金の額（円）	
携帯電話使用等（保持）		※1 12,000	
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用 12,000	
		上記以外 10,000	
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用 11,000	
		上記以外 9,000	
遮断踏切立入り		7,000	
速度超過	25km 以上 30km 未満		12,000
	20km 以上 25km 未満		10,000
	15km 以上 20km 未満		7,000
	15km 未満		6,000
駐停車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用 9,000	
		上記以外 7,000	
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用 8,000	
		上記以外 6,000	
信号無視	赤色等	6,000	
	点滅	5,000	
通行区分違反			
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反		6,000	
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			
通行禁止違反			
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等			
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			

反則行為の種類	反則金の額（円）
指定横断等禁止違反	
車間距離不保持	
進路変更禁止違反	
追い付かれた車両の義務違反	
乗合自動車発進妨害	
割込み等	
交差点右左折等合図車妨害	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
減光等義務違反	
合図不履行	※1 5,000
合図制限違反	※1
警音器吹鳴義務違反	※1
乗車積載方法違反	
軽車両整備不良	
自転車制動装置不良	※1
泥はね運転	
転落等防止措置義務違反	
転落積載物等危険防止措置義務違反	
安全不確認ドア開放等	
停止措置義務違反	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	
歩道徐行等義務違反	※2
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
軌道敷内違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	
環状交差点左折等方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
制限外許可条件違反	
原付等牽引違反	
自転車道通行義務違反	※2 3,000
警音器使用制限違反	

※1 自転車が対象（自転車以外の軽車両を除く）

※2 普通自転車が対象